#### プライバシーポリシー

ユアサ健康保険組合(以下「当健保組合」という。)は、加入者個人に関する情報(以下「個人情報」 という。)を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- 1. 当健保組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損または加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 2. 当健保組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- 3. 当健保組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
  - (1)法令の定めに基づく場合
  - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
  - (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
  - (4)国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 4. 当健保組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
- 5. 当健保組合が業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものに見直し・ 改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審 査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
- 6. 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健保組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 7. 当健保組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

## 黙示による包括的な同意として扱う事項について

個人情報保護法では、個人情報取扱業者(当健保組合を含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

一方、厚生労働省の健康保険組合等におけるガイドラインでは、被保険者にとって不利となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表をしたうえで、被保険者から特段明確な意思表示がないものについては同意が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当健保組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものといたしますので、同意されない場合には、書面にて当健保組合の個人情報に関する相談窓口までお申し出ください。

- 1. 高額療養費(高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金)を本人の申請に基づかずに被保険者の口座または事業主経由で支給すること。
- 2. 医療費通知(患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知)を世帯単位でまとめて行う こと。
- 3. ジェネリック通知(患者名、処方月、処方薬名、薬剤費、調剤薬局名等の処方内容通知)を世帯単位でまとめて行うこと。
- 4. 柔整療養費通知(受療者名、施術月、施術費、施術院名、負傷部位等)を世帯単位でまとめて 行うこと。
- 5. 医療機関や他の健康保険組合等から資格確認があった場合で、健診受診または保険給付のために必要な場合は、当健保組合における資格の有無について回答すること。
- 6. 資格情報のお知らせ(氏名、負担割合、資格取得年月日)の閲覧、マイナンバー下4桁の確認 を世帯単位でまとめて行うこと。
- 7. 健康の保持・増進のための健診及び保健事業の運営を目的に住所等を外部業者に提供すること
- 8. 効果的な事後措置のため、健診結果を外部業者に提供しデータ化すること

## 健診結果等の事業主との共同利用について

当健保組合は、疾病予防事業をはじめとする加入者の健康の保持増進を目的に、保健事業として 各種健康診査を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診 断の実施及び診断結果の保存と管理が義務付けられています。

このため、当健保組合が実施した健康診査の結果等については、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報の保護に関する法律第 23 条 第 5 項第 3 号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果等を事業主に提供し、当健保組合と共同して利用します。ただし、当健保組合が事業者健診の実施を受託した場合に限るものとします。

1. 共同して利用する者の利用目的について

事業主の労働安全衛生法による健康診断結果の記録など、関連法令による義務を履行し、 健診結果に基づく保健指導等を効果的に実施するため

- 2. 健康診査データの取得方法について
  - (1) 当健保組合

契約健診機関より健診結果を書面またはデータで取得

(2)被保険者が加入する事業所

契約健診機関より健診結果を書面またはデータで取得

- 3. 共同して利用する者の範囲について
  - (1) 当健保組合

保健事業の担当者、保健師

(2)被保険者が加入する事業所

事業主、健康管理事務の担当者または産業保健専門職

- 4. 共同して利用される個人データの項目について
  - (1)当健保組合が実施するすべての健康診査並びに人間ドックに係る検査項目の範囲(HBs 抗原、HCV抗体、PSA、負荷試験、婦人科検査などのオプション検査項目及び感染症等の結果を除く。)
  - (2)(健康診断に係る契約書を締結した事業所において)健康診査データに基づく特定保健指導対象者情報及び生活習慣病重症化予防事業対象者情報
- 5. 健康診査データの管理について責任を有する者について
  - (1) 当健保組合

個人情報取扱責任者 常務理事

(2)被保険者が加入する事業所

当該事業所の健康診査データの管理責任者

# 6. 個人情報の利用停止の手続きについて

個人データを共同して利用されることに同意されない場合は、当健保組合の個人情報に関する相談窓口までご連絡ください。ただし、労働安全衛生規則第44条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりません。

## 健保組合等の通常の業務で想定される主な利用目的

- ◆内:健保組合等の内部での利用に係る事例
- ◆外:他の事業者等への情報提供を伴う事例
- 1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的
- ◆内:保険給付の実施
- ◆外:高額療養費の自動払い
- ◆外:海外療養費に係る翻訳のための外部委託
- ◆外:第三者行為に係る損保会社等への求償
- ◆外:健保連の高額医療給付の共同事業(詳細は下記)
- 2. 保険料の徴収等に必要な利用目的
- ◆内:被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ◆内:健康保険料の徴収
- ◆内:被扶養者の認定
- ◆内:健康保険被保険者証の発行
- ◆外:被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託
- 3. 保健事業に必要な利用目的
- ◆内:健康の保持・増進のための健診、保健指導、重症化予防及び健康相談
- ◆外:保健指導、重症化予防及び健康相談に係る産業医や保健師への委託
- ◆外:医療機関への健診の委託
- ◆外:健診結果の事業者への提供
- ◆外:被保険者等への医療費通知
- 4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的
- ◆内:診療報酬明細書(レセプト)等の内部点検・審査
- ◆外:レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ◆外:レセプトデータの電算処理の委託
- 5. 健保組合の運営の安定化に必要な利用目的
- ◆内:医療費分析•疾病分析
- ◆外:医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
- 6. その他
- ◆内:健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- ◆外:第三者行為に係る求償事務において、保険会社・医療機関等への相談または届出等
- ◆外:ジェネリック医薬品促進通知書の送付

# ユアサ健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する高額医療交付金 交付事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。ユアサ健康保険組合(以下「当健保組合」という。)では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会(以下「健保連」という。)が実施する高額医療交付金交付事業(以下「高額医療事業」という。)から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名(もしくは名称)について、次のように公表いたします。

#### 1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当健保組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

#### 2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

(当健保組合) 給付担当職員

(健保連) 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員

(業務委託先) 公益財団法人日本生産性本部及び協力会社

#### 4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当健保組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、 当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特 に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名など について公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。 5. レセプトデータ等の管理責任者名(もしくは名称)について

(当健保組合) 常務理事

(健保連) 組合サポート部長

### ユアサ健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

ユアサ健康保険組合(以下「当健保組合」という。)は、被保険者やその家族(以下「加入者」という。)からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等を受診された際に、医療機関等から当健保組合に請求される「診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当健保組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」こと及び「加入者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「保健事業」という。)を行う」ことです。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなどの医療情報やその他の個人情報を数 多く取り扱っており、加入者の厚い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいては、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当健保組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表 いたします。

- 1. 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。
  - ◆当健保組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の記載事項(健康保 険資格の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、報酬月額等)を入力処理する ことによって、加入者台帳など「マスターデータベース(以下「マスター」という)。」を作成し、当 健保組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
  - ◆「被扶養者(異動)届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、被扶養者資格の認定作業を行います。
  - ◆「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証または資格確認書を返還してもらい、 チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。
  - ◆「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更(訂正)届出により、データの変更等を行います。
  - ◆「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等に利用します。
  - ◆「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当健保組合の資格喪失後も必要に応じて、 届出等に記載された連絡先にご連絡する場合があります。
  - ◆被扶養者の資格確認のために行う「検認」については、対象者の「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、医療保険者等向け中間サーバー等の情報を業務委託先である「日本システム技術㈱及びその再委託先」に提供します。
  - ◆ 医療機関や他の保険者(区市町村、年金事務所を含む。)から資格喪失か否かなど健康 保険資格の照会があった場合、相手先を確認の上、「マスター」の健康保険資格の記号・番 号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かにつ いて回答します。

- ◆資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ◆「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料(調整保険料、介護保険料を含む)の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ◆「マスター」作成及び入力処理の一部、資格証明書等の作成・送付の一部を健康保険業務 システム業者「㈱大和総研及びその再委託先」に委託しています。
- ◆生活習慣病予防健診並びに法定健診受診申し込み者について、「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所データ等を「医療法人社団同友会」他の契約健診機関及び同機関提携健診機関に渡し、健診等に関係する業務に利用します。
- ◆家族健診受診並びに特定保健指導申し込み者について、「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所データ等を契約健診機関「一般社団法人全国健康増進協議会」及び同機関提携健診機関に渡し、健診等に関係する業務に利用します。
- ◆歯科健診受診申し込み者について、「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年 月日、性別等を契約健診機関「一般社団法人綜合健康促進保健協会、医療法人社団祥徳 会歯科衛生協会」及び同機関提携健診機関に渡し、健診等に関係する業務に利用します。
- ◆インフルエンザ予防接種受診申し込み者について、「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、性別等を契約健診機関「医療法人社団青山会」他の医療機関に渡し、予防接種に関係する業務に利用します。
- ◆婦人科健診受診申し込み者について、「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所データ等を「医療法人社団寿会千代田診療所」他の契約健診機関及び同機関提携健診機関に渡し、健診等に関係する業務に利用します。
- ◆特定保健指導受診対象者について、「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所データ、電話番号、メールアドレス等を契約委託業者「SOMPO ヘルスサポート(㈱、(㈱ベネフィット・ワン、RIZAP(㈱、タウンドクター(㈱、(㈱くすりの窓口、日本生命保険(相)、ウィーメック(㈱、(㈱ウェルミラ及びその委託先」等に渡し、保健指導に関係する業務に利用します。
- ◆生活習慣病重症化予防事業受診対象者について、「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所データ、電話番号、メールアドレス等を契約委託業者「日本生命保険(相)、SBIヘルスケア㈱及びその委託先」等に渡し、重症化予防に関係する業務に利用します。
- ◆健康ポイント利用者について「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、 性別を運営会社「㈱ベネフィット・ワン」に渡し、データ整理、ポイント交換等の業務に利用します。
- ◆ユアサけんぽだより及び家庭常備薬等斡旋チラシの配布について、「マスター」の氏名、住 所データを発送委託業者「㈱社会保険研究所及びその再委託先」に渡し、配布に利用します。

- 2. 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
  - ◆業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を 行います。
  - ◆給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
  - ◆出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
  - ◆他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金、傷病手当金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
  - ◆傷病手当金の請求者について、レセプトデータ等を確認し、本人から同意書を得た上で、 関係する官公庁、医療保険者、医療機関、事業所及び負傷に関わった団体等に対して当健 保組合が照会を行い、給付の可否を判断します。
- 3. レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのもの を原本または画像とし、データベース化したものを当健保組合の業務処理コンピューターに 収納し、健康保険業務に利用します。
  - ◆レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払 基金に対し、再審査依頼します。
  - ◆再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、健康保険資格の記号・番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
  - ◆同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、健康保険資格の記号・番号、氏名、 生年月日などを伝え、確認を取ります。
  - ◆レセプトデータを医療費分析に用い、当健保組合の医療費適正化対策に利用するとともに、 健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
  - ◆レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
  - ◆レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。
  - ◆レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
  - ◆レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
  - ◆レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
  - ◆開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
  - ◆レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「㈱大和総研及びその再委託先」に委託し、医療費通知等を加入者に通知します。
  - ◆交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者の レセプトのコピーを医療費の証明として提出します。

- ◆海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に 委託します。
- ◆健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の 一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
- ◆複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。
- 4. 健康診断については、「医療法人社団同友会」他の健診受託業者に業務委託して実施します。
  - ◆結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当健保組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
  - ◆当健保組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者(従業員)の健康管理に役立てます。
  - ◆健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- 5. その他保健事業の実施について
  - ◆健康講演会の参加者名簿を参加者に配布します。
- 6. 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について
  - ◆組合役職員の就任·採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
  - ◆組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
  - ◆事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理事業推進委員会、その 他個別の業務連絡などに用います。

#### 7. 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当健保組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終

わった際、当健保組合の「文書保存規程」に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、当健保組合の「紙以外の媒体による保存に 係る運用管理規程」に則り、適正に保存管理を行います。

(2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「㈱中央梱包運輸及びその再委託先」に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当健保組合が保有する個人情報については、当健保組合が実施する健康保険事業以 外には用いません。

# 匿名加工情報の作成及び第三者提供について

当健保組合では、匿名加工情報を作成し、電子的通信手段もしくは DVD 等の記録媒体を用いて、 第三者に提供します。作成及び提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目は、下記のとおりで す。

## 【匿名加工情報に含まれる情報の項目】

- ◆性別
- ◆生年月
- ◆医療保険の資格情報(加入時期、脱退時期、本人・家族区分等)
- ◆医療報酬明細書の受診履歴
- ◆健診・保健指導の情報